2026年3月26日

２６－３６

肢ア

「交通犯罪」捜査の場合は，検察官が捜査をする場合など除いては，国は国賠を負わない。

現場の警察官は，国会公務員の指揮監督下で行う以上，国も公権力の行使の主体として責任を負うべきと思える。一方で，都道府県公安委員会は，一定の事務を除き国の指揮監督を受けず，自治体警察的な性格が与えられている。

したがって，国が公権力行使として，責任を負うことは実態にそぐわない。

よって，原則，国は責任を負わないとした。

※警視正以上の判断が，実際の現場判断に影響を及ぼすことはないと思われる。

肢イ

確かに，法律上の負担を国は負っていない。したがって，費用者にあたらず国は責任を免れることはできると思える。しかし，一般国民はそんなことはわからない。

補助金の交付を国が出している事実がある以上，３条にあたるとして国の賠償も認めるべき。

国家賠償の３条は，国民が請求の相手方が不明確なため選択が困難なため，双方に責任を負わせることで困難を除去する趣旨，よって，補助金の場合も費用にあたるとする趣旨。

実際に，国から見ても，補助金は国立公園事業として一定水準に適合するべき義務を課しているのであって，この水準には，利用者の事故防止に関する費用も当然に含まれている。

肢ウ

国賠法は，個人責任は負わない。萎縮的効果が生じるため。したがって，民法７０９条の不法行為責任は負わない。もっとも，使用者責任については，規定がない。そこで，解釈の問題となる。

第１審

民法７１５条は，個人が民法７０９条の不法行為が発生することが前提。

国賠の場合は，個人が民法７０９条，不法行為を発生させない趣旨。したがって，民法７１５条も国賠の適用を認めるべき。

控訴審

個人は不法行為を認めなかったが，７１５条の使用者責任は認めた。

構成としては，個人は７０９条の責任が問われないが，７０９条の違法性はあるとしている。したがって，使用者責任は負うとしている。

最高裁

明確な理由なく，７１５条の賠償責任を負わないとしている。使用者責任を負うと，委縮的効果により公共的性質の行為ができなくなるおそれがある。

個人と使用者をわけることは，技巧的のように思われる。

２６－３７

警察規制に違反した場合に，保障を必要とすると，秩序を破った者が保護されることになる。

肢ア

公共の福祉のためにする，最小限の制限。

権利の制限としては，やむを得ないと認定している。

消極・警察規制の問題

肢イ

公共の福祉のため，社会通念上やむを得ない。

したがって，２９条３項の保障の対象でない。

消極・警察規制の問題

肢ウ

本来の用途または目的上の必要がある時は原則として消滅する。

権利自体に右のような制約が内在している。

政策的な問題

肢エ

警察規制に違反しているので，保障は不要。

消極・警察規制の問題

２６－３８

肢ア

作為の場合，期間制限あり，３ヶ月，１年。行政不服審査法（１８条１項・２項）【p236】

不作為の場合は，期間ない。

理由：

行政庁の処分に違法がある場合は，不服が認められるべきでは。

処分がある場合，公定力が働く。長期にあって，不服を認めることは，行政の円滑な追行が害される。処分の有効を前提に手続が進むので，手続の安定性を図るために不服申立て時期が限定される。

不作為の場合，処分そのものがない。不作為だとむしろ，手続が進まない。

したがって，時期を限定する必要はない。

（この場合の不作為は，申請に対する不服に限られる（行政不服審査３条））

肢イ

誤った教示された場合，その期間で判断すべきか。法定の期間で判断するべきか。

確かに，法律で公示されているので，客観的な期間で判断すべきとも思える。

しかし，不都合。一般国民は，行政庁の教示を通常，信じる。国民が教示を信じた結果，期間外として行政庁が責任を免れるのは不当。

この場合は，１８条ただし書「正当な理由」にあたると解するのが相当。

肢ウ

不利益変更はできない。不服申立人に不利になってしまっては，申立てた意味がない。

（行政不服審査法４８条）

２６－３９

肢ア

９６条１項１０号

議会で意思決定を行う。長と議会の権限も問題。
長が単独で権利放棄を執行できると，癒着などの温床になる。
議会で監督する。

背景には，財政民主主義（８３条）の要請あるのでは。

肢イ

地方自治体の規模もいろいろある。
委員会及び委員まで常に置かなければならないとすることは，無理。

会社でも規模がさまざまあるのと一緒

肢ウ

公の施設（ハコモノ）の設置及び管理は，条例で定めならなければならい。
長，単独で認めると癒着の問題になる。

背景には，財政民主主義（８３条）の要請ありそう。

肢エ

独立して本来であれば，自治事務が行われるべき。
しかし，法令違反の際に，是正できないことは，法目的に反する。
そこで，その場合は，法も監督是正できるようにしている。
法も地方公共団体の独立性を尊重するため，求めることができるとしている。

関与は，必要最小限度。（桜井橋本Ｐ５２）

２６－４０

肢ア

民間の主体に委ねても実施されることが期待されるものは，含まれない。

独立行政委員会の場合は，あくまで行政主体。

民間だと難しく，また，中立性が要求されることを考えれば分かる。

肢イ

情報公開の対象としては，独立行政委員会も含まれる。

説明責任を負うと理解できるから。

肢ウ

すべて，国家公務員である必要はない。

地方公務員や一般人もいる。

官僚 OB の天下りをイメージすればわかる。

予備２６－１４

肢ア

法令の解釈の方法。

申請が要求される要件。審査基準とは，許認可するかを法令の定めにしたがって，判断するために必要とされる基準。

肢イ

登録は，許認可とは異なる。審査基準を設ける必要はない。

公的な証明行為。

選挙人の名簿登録，車両の登録など

法律要件が認められれば，行政庁に裁量はない。（ｐ82）

審査基準を要求するのは，裁量を前提に，意思的な運用を防止するため

肢ウ

登録の申請のための要件。審査基準ではない。

裁量を前提としていない点からも分かる。（形式的なイメージでわかる）

肢エ

不利益処分を行う際の処分基準は，公示は必須ではない。

定型化できないため。したがって，法も努力義務としている。

予備２６－１７

肢ア

都市計画の内容が私人に対して法的拘束力が発生することがある。

都市計画は，市街化区域と市街化調整区域の区分がなされる。

計画には，法定計画と事実上の計画がある。

肢イ

即時強制は，義務の存在を前提としてない。

したがって，条例で定めることができる。

義務の存在を前提とすると，行政代執行法により法律によらなければならないとなる。

なお，即時強制で，国民の権利侵害はされるので，条例の根拠は必要となる。

肢ウ

随意契約とは，国や地方公共団体などが競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結すること，及び締結した契約をいう。

本来であれば，契約自由から誰でも選択できるはすである。

しかし，公金の支出を伴う場合，癒着などの温床になるため，公正性の担保から規定が置かれている。

規制に違反した随意契約については，制限に関する法令に違反して締結した契約について無効としなければ，法令の趣旨を没却する特段の事情が認められる場合に限り，私法上無効。

取引の安全を重視する判断。その後の政治責任を追及することになるのだろう。